

東洋大学国際学部国際地域学科紀要 査読要領

(査読論文と一般投稿論文の区分)

第1条 「紀要」の論文を「査読論文（審査付論文）」と「一般投稿論文」に分ける。「査読論文」の査読は執筆者の意向によりこれを行うものとする。

(査読者とその選任)

第2条 査読者は学科外の専門家1名とし、その選任は紀要編集委員会が行う。紀要編集委員会は公正、妥当な査読が行われるよう努める。査読者名は公表しない。

(査読の期間)

第3条 査読者は査読する論文を受け取った日から1月以内に論文の査読を行い、その結果を紀要編集委員会に報告する。

(査読の評価)

第4条 査読の評価は、A（修正なしで掲載可）、B（修正を条件に掲載可）、C（掲載不可）のいずれかとする。

(査読後の論文の扱い)

第5条 査読の結果、AまたはBの評価を受けた論文は、「査読論文（査読付論文）」として掲載する。C評価を受けたものは、「一般投稿論文」として掲載する。

(査読者への謝礼)

第6条 査読者に対して謝礼を行う。謝礼の方法、内容は、紀要編集委員会が決定する。

(規定の見直し)

第7条 本規定は、査読制度の改善と円滑な運用を図るため、随時見直すものとする。